

株式譲渡益の推移と 今年の税制改正への対応

株 式譲渡益は戦前から非課税でした。昭和25年のシャープ税制において、包括的所得税の考え方にに基づき、利子、配当、株式譲渡益を含むすべての所得を厳密に総合課税の対象としました。しかし、株式譲渡益課税は、徴税技術上の問題、資本市場の育成の観点、税収が少ない等の理由から、一定の要件（回数、株数、事業類似）を満たす売買を除いて、実施後わずか3年で原則廃止とされ、平成元年までそれは続きました。

課 税のきっかけは、消費税の導入です。資産家優遇との批判を受けて、申告分離課税（税率26%）と源泉分離課税（売買代金の1.05%）の選択とされました。その後、

株式市場の低迷で市場のテコ入れの必要が迫られ、「貯蓄から投資」へのキャッチフレーズのもと、平成15年には、課税方式は申告分離課税のみ、税率も10%（所得税7%、住民税3%）に軽減、また、平成21年分の確定申告から上場株式等の損失と配当所得の損益通算が可能となり、現在に至っています。

幾 度となく延長が繰り返されてきた軽減税率10%は、平成25年12月31日末をもって失効します。平成26年からの譲渡益には、本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます。

安 部政権になって、低迷していた株式市場も好転し、若干の乱高下はあるものの全

般的に上げ相場です。手持ちの株式にも含み益がでてきましたが、来年になって売却すると、税金は今年中に売却した場合の2倍になります。今年中に売却して一度利益を確定させることも選択肢です。

貯 蓄から投資へのメッセージによって上場株を購入し株式に含み損を抱えている人、また、譲渡益と相殺できる控除可能な繰越損失を有している人は、値上がり益を狙って持ち続けるのも方策です。

ま た、含み損や繰越損失を抱えている非上場株式のオーナーの場合には、自社株を事業承継者等に売却して、その譲渡益と上場株の損失と通算することで譲渡益に係る税負担（20.42%）が軽減できます。なお、今年の税制改正により、上場株式等の譲渡損益と非上場株式の譲渡損益との損益通算が平成28年以降できないことになっています。

契約とは、権利や義務を生ずる約束で、その約束事を書面化したものが契約書です。契約書には一定の形式はなく、箇条書きでも、契約書になります。契約書作成の目的は、契約の成立と、その内容を後日に備えて明確にすることにありま
す。紳士協定だけでは、約束は反故になることも。
「百合の香や人待つ門の
薄月夜 荷風」
7日小暑。23日大暑。



小さいことを積み重ねるのが、
とんでもないところへ行く
ただひとつの道だと思っています。

（ヤンキース イチロー）

7月の税務メモ

(国 税)

- 6月分源泉所得税の納付（特例適用者は1～6月分の半年分）
- 所得税の予定納税額の減額申請
- 所得税の予定納税額第1期分納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告

10日
16日
31日
"
"

(地方条例による)

(地方税)

- 6月分個人住民税特別徴収分の納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税（都市計画税）の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。